

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年8月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年9月12日から同年10月2日まで縦覧に供する。

令和5年9月1日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上出晴地区	観音寺市経済部 農林水産課
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 梅花池地区	〃